

# しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み 今後の取り組みの方向性、実施計画	(5) 実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等		実施主体	県担当課	グループ名 (係名)
39	Ⅲ	4	①	◇親子の気軽な交流の場の設置	子育てに関する不安感や負担感、孤立感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場(子育てサークル等)の活動を支援します。 ○しまね子育て支援プラス事業	H27からしまねすくすく子育て支援事業へ移行し、H28年度にて廃止	市町村が行う子育てサークル等の活動を支援することができた。	見直し・廃止	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援G
40	Ⅲ	4	①	◇地域の子育て支援機能の充実	子育てに関する不安感・負担感の増大に対応するため、「子育て親子の交流の場の提供」「子育て等に関する相談・援助」「地域の子育て関連情報の提供」を行っている、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。 また、国補助対象とならない子育て支援センターに対しても必要な経費を補助することで、国基準に基づく子育て支援センターの設置が困難な地域においても、子育て支援機能の充実が図れるよう支援を行います。 ○地域子育て支援拠点事業 ○しまねすくすく子育て支援事業	子ども・子育て支援交付金(国補助)及びしまねすくすく子育て支援事業を活用して、子育て支援機能の充実が図られるよう支援を行った。	全市町村で子育て支援センターが設置された。	継続	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援G
41	Ⅲ	4	①	◇子どもと家庭電話相談室の設置	育児やしつけなど子育ての悩みを気軽に相談できるよう、電話相談室を設置します。	30年度の相談件数は1,713件であり、近年の相談件数と比べると約1.5倍になっている。相談者は、母親が大多数を占めるが、子ども本人やそのきょうだい、父親もある。相談内容は不登校、性格行動など幅広い。 保育園児から高校生(特別支援含む)まで本事業の電話番号のほか各種相談窓口を記載したカードを配布することで相談窓口の周知に努めている。	児童へのカード配布を継続して行っていることで、相談電話の認識が深まり、児童本人やきょうだいからの相談もかかってくる	継続	県	青少年家庭課	児童・家庭相談支援S
42	Ⅲ	4	①	◇子育てに関する情報提供の充実	子育て等に関する必要な情報が得られるよう、インターネットやパブリシティの活用やフリーペーパーの発行を行うとともに、市町村と連携した情報提供の充実を図ります。 ○しまねすくすく子育て支援事業	イベントカレンダー、こころ協賛店の新規登録情報など新着情報として発信し、リアルタイムで情報発信するよう努めた。	こころ協賛店・赤ちゃんほっとルームについて、スマートフォンから検索できるようにリニューアル	継続	県	子ども・子育て支援課	企画推進G
43	Ⅲ	4	②	◇地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保	市町村と連携し、計画に設定した区域(p107参照)の保育ニーズに対応した施設整備等により、受入れ児童数の確保に取り組みます。 特に、市町村子ども・子育て支援計画に定められた提供体制確保の方策を推進するための取り組みについて積極的に支援します。 ○保育所緊急整備事業 ○認定こども園整備事業	国の交付金を活用し、市町村の計画に沿って施設整備を実施	待機児童解消に向けた積極的な受け皿の整備	県として保育所等の施設整備を支援する事業がない	市町村 民間	子ども・子育て支援課	子育て支援G
44	Ⅲ	4	②	◇認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援	認定こども園、幼稚園、保育所等に入所している児童が心身ともに健やかに成長できるように、子ども・子育て支援法に基づき運営に要する経費を助成するほか、子ども・子育て新制度に要する私立幼稚園に対して私学助成金を支給します。 また、過疎地域等において保育所運営が継続できるよう、定員20人で入所児童数が定員に満たない保育所に対して運営に要する経費を助成します。 ○私立学校振興費補助金交付事業 ○しまねすくすく子育て支援事業	学校法人が設立する各私立幼稚園等に対し、教育の振興を図る各園の特色ある取り組みや預かり保育を推進する取り組み等に応じた配分で経費を助成するほか、子ども・子育て新制度に要する私立幼稚園に対して私学助成金を支給します。 H29年度よりしまねすくすく子育て支援事業から民間保育所運営支援事業を分離し、単独事業と定員数20人で定員に満たない保育所に対してさらなる支援を実施	学校法人が設立する各私立幼稚園等の特色ある取り組みや預かり保育を推進する取り組み等を促すとともに、運営に要する経常経費を補助し、運営の安定化に資することができた。 認定こども園等20人で定員に満たない保育所に対してさらなる支援を実施	少子化の影響による園児数の減少により、私立幼稚園等の経営環境は今後厳しくなると予想されるため、各園の経営状況や取り組みを踏まえたいっそうの財政支援が必要 今後子どもの数が減少していく傾向にあり、対象施設の増加への対応が課題	県 市町村	総務課 子ども・子育て支援課	私学・県立大学室 子育て支援G

# しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み	(5) 実施主体等				
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	県担当課	グループ名 (係名)		
45	Ⅲ	4	②	◇教育・保育等に従事する者の確保	幼稚園教諭、保育士等の人材を確保するための取り組みを行い、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の受け入れ体制の充実を図ります。 ○保育士養成施設新規卒業生確保 ○保育士の就業継続支援 ○保育士・保育所支援センター設置 ○再就職前研修の実施 ○保育士修学資金貸付事業 ○認可外施設保育士資格取得支援事業 ○保育士採用2～5年目研修	新規卒業者確保のため、県内外の養成施設への就職ガイダンスや県外の養成施設の学生に対して保育実習の旅費支援事業、県内の潜在保育士・学生向けの保育所等体験ツアーの実施 保育士バンク登録による潜在保育士と保育所のマッチング 保育士の定着については、2～5年目研修やエルダー制度研修の実施	県内外の養成施設の学生が県内就職の促進 保育士バンクの登録者数の増加 エルダー制度導入施設増加	各市町村における保育士不足は解消できていない 西部における保育士不足は深刻である 保育士の労働環境(賃金、休暇、雇用形態等)の改善が他業種と比べ遅れている 保育士の離職率は高い	継続	引き続き、事業実施を行い、保育士等確保のために県内外の学生及び潜在保育士の確保の推進、保育士定着の促進のための保育士等の労働環境の改善を図る	県	子ども・子育て支援課	保育支援G
46	Ⅲ	4	②	◇教育・保育等に従事する者の質の向上	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。 また、研修を通して、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取り組みの促進を図ります。 ○保育士現任研修(中堅コース) ○保育所指導的職員研修 ○乳児保育推進研修 ○障がい児保育推進事業 ○就学前人權・同和教育講座 ○幼保小連携講座 ○就学前の気にかかる子どもの理解と支援講座 ○子育て支援員研修 ○地域子育て支援センター担当者研修 ○ファミリー・サポート・センター担当者研修会 ○子育て支援者スキルアップ講座(障がい児の預かり人材養成講座)	ファミリー・サポート・センターにおいて、アドバイザーの業務を行っている者に対して、現状把握や活動を安全に行うための研修を実施し、担当者の資質の向上を図った。(年1回開催)	研修による資質の向上を図り、県内のファミリー・サポート・センター同士による課題等の共有を図ることができた。 センター事業の今後の展開に寄与できた。	未実施市町村への実施に向けた働きかけ(預かりニーズと未実施原因の把握)	継続	引き続き、研修の実施と内容充実に努める。	県	教育指導課 子ども・子育て支援課	子育て支援G
47	Ⅲ	4	②	◇多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	子育て中の保護者とその過程の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援事業に要する経費を補助することで事業を推進し、子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して経費を助成することで、中山間地域等でも多様なニーズに対応した子育て支援事業が実施できるよう支援を行います。 ○地域子ども・子育て支援事業 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	市町村が地域の实情に応じて策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する地域子ども・子育て支援事業に係る経費を補助し、事業の推進を支援した。 また、中山間地域等で行われる小規模な事業に対して経費を助成することで、多様なニーズに対応した子育て支援事業の実施を支援した。	市町村が行う地域子ども・子育て支援事業の円滑な事業実施につながった。	地域子ども・子育て支援事業の枠組みによらない多様なニーズへの支援	継続	引き続き事業実施に努める。	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援G
48	Ⅲ	4	②	◇教育・保育の情報の公表	施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者が多様な施設から利用する施設が選択できるよう、必要な情報の公開を行っていきます。	保育所、認定こども園等に係る基本情報(施設所在地、連絡先、認可定員等)について、ホームページにて一覧を公表した。	県内の保育所、認定こども園等の一覧をホームページで誰でも見ることができ、保護者が施設を選択するための利用というだけでなく、様々な機関、団体により利用され、活用されている。	どこまで情報を公表するか(設置・運営主体や施設長等も公表した方がよいのか)。	継続	引き続き、ホームページにて保育所や認定こども園等の情報を公表する。	県	子ども・子育て支援課	保育支援G
49	Ⅲ	4	②	◇放課後児童健全育成の推進	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余剰教室や児童館等を利用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の推進を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して運営等に要する経費を助成することで、中山間地域等における放課後児童クラブの運営を支援します。 ○放課後児童健全育成事業 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	放課後児童健全育成事業は16市町で実施 しまねっ子すくすく子育て支援事業での放課後児童の預かり事業は6市町にて実施	放課後児童の預かり事業を実施する市町村を助成した	放課後児童の待機児童を解消するために、ニーズを踏まえた助成内容の検討が必要	継続	引き続き放課後児童の預かり事業を実施する市町村を助成	市町村 民間	子ども・子育て支援課	子育て支援G

# しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み	(5) 実施主体等				
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	果担当課	グループ名 (係名)		
50	Ⅲ	4	②	◇放課後児童健全育成に 従事する者の資力の向上	子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブに 従事する者の半数は放課後児童支援員であることが 求められることから、放課後児童支援員の認定資格 研修を実施します。また、放課後児童クラブ及び放課 後子ども教室に就事する者等への合同研修を実施し、 放課後児童クラブ・児童館等における活動の質の向上 を図ります。 ○放課後児童支援員認定資格研修 ○放課後子ども総合プラン研修会	○放課後児童支援員認定資格研修 平成28年度より毎年県内3会場にて研修を実施。 また、毎年当該研修を計画的に実施するために県内 全放課後児童クラブを対象とした調査を実施。さらに、 県内において現役の支援員を研修講師として養成す ることで、県内放課後児童健全育成事業の底上げを図 った。 ○放課後子ども総合プラン研修会 放課後子ども総合プラン研修会では、各当該研修に ついては、平成29年度までは直営で実施していた。平 成30年度より外部委託により研修を実施することとし 、認定資格研修から一歩踏み込んだ、より具体的な 実践的な研修を実施するとともに、新・放課後子ども 支援員等キャリアアップ研修(リニューアル)、放課後 児童支援員の資力向上を図った。	○放課後児童支援員認定資格研修 平成28年度から平成30年度までの3年間で、当該 研修の修了者は763名。平成31年度末までに必要な 放課後児童支援員の確保に向けて、適切に修了して いただいている状況。 ○放課後子ども総合プラン研修会 【一 放課後児童支援員等キャリアアップ研修】 放課後子ども総合プラン研修会の際には、各会場 1日ずつの研修会であったが、放課後児童支援員等 キャリアアップ研修(リニューアル)の際に各会場2日 間にわたる研修とし、さらなる資力向上を目指した。 平成30年度は83名が修了。	令和元年度に児童福祉法の改正があり、放課後 児童健全育成事業において従事する者及びその員 数について、各市町村が制定する条例において「 参酌すべき基準」とされた(令和2年4月1日施行)。 この改正により、各市町村の条例が改正されれば、 必ずしも放課後児童クラブに支援員を配置する必 要がなくなることも考えられる。ただし、県内の 放課後児童クラブにおける質の向上という観点か ら、今後も多くの方に認定資格研修を受講して いただきたい。そのため、研修の開催場所や日程 等を考慮し、継続して実施していく必要がある。	継続	○放課後児童支援員認定資格研修 県内3会場において、各定員100名程度の研修を 実施する。その際、全放課後児童クラブを対象と した資格者の確保計画、研修コースの調査を実施 し、受講しやすい会場選択や日程について検討 を行う。また、引き続き県内各地での研修を円滑 に実施するために、また県内支援員の資力向上の ためにも、講師の養成を図る。 ○放課後児童支援員等キャリアアップ研修 中堅者(経験年数5年以上)向けの研修として位 置づけ、認定資格研修から一歩踏み込んだ、よ り実践的な研修を実施するとともに、新・放課 後子ども支援員等キャリアアップ研修の意義や 趣旨を広く周知するための研修を実施する	市町村 民間	子ども・子育て 支援課	子育て支援G
51	Ⅲ	4	③	◇児童手当の給付	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを 社会全体で応援する観点から、中学校修了ま での児童を養育している者に対し支給される子 ども手当の財源の一部を児童手当に基づく負担 割合で負担します。	児童手当の規定に基づき、中学校修了前までの 児童を養育している者に手当を給付した。	手当を支給することにより、家庭等における生 活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担 う児童の健やかな成長に寄与した。	児童手当の給付を継続して行うことで、子育てに 関する経済的負担の軽減を図る必要がある。	継続	児童手当の規定に基づき手当を給付する	国 県 市町村	子ども・子育て 支援課	子育て支援G
52	Ⅲ	4	③	◇保育料の軽減	保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに 係る経済的負担を軽減するため、第3子以降3 歳未満児の保育料を軽減するために必要な経 費の一部を補助します。 ○第3子以降保育料軽減事業	H30年度は知夫村で第3子がいなかったため、1 8市町で実施。	市町村において、国基準の保育料より減額して いる市町村を対象に、補助を行った。	引き続き、多子世帯の保育料負担を軽減するこ とにより、安心して子どもを生み育てることが できる環境づくりを推進する必要がある。	継続	引き続き、事業実施を行う。	市町村	子ども・子育て 支援課	保育支援G
53	Ⅲ	4	③	◇乳幼児等医療費の助 成	乳幼児等の医療費の自己負担を軽減し、医療を 受けやすくとともに、子育てに係る負担の軽減 を図ります。	市町村と連携し、受診が必要な際に医療機関を 利用でき、またその際の負担を軽減する医療費 助成制度を実施している。(全19市町村実施)	円滑な助成に努めた。	制度拡充の要望が多く、子育て支援等の観点か ら更なる負担軽減が求められている。	継続	引き続き円滑な助成に努める。また、今後医療費助成を はじめとする様々な支援の充実に向けて検討を進 めていく。	市町村	健康推進課	医療療養支援 グループ
54	Ⅲ	4	③	◇特定不妊治療費の助 成	体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸 籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき 15万円(治療によっては7万5千円)を上限とし て6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 (平成27年度までは従前制度の経過措置期間)	平成17年度:事業を開始。 平成27年度:初回治療分の助成額の増額や男 性不妊治療についても助成対象となった。 平成28年度:初回治療開始時の妻の年齢が40 歳以上の場合は、助成上限回数3回となった。 制度周知のためリーフレットを作成、不妊治療 を行う医療機関や市町村へ配布し、制度周知を 行った。 ・助成件数 平成27年度977件、平成28年度838件、平成29年 度835件、平成30年度550件(平成30年度からは松 江市中核市移行に伴い、松江市在住者分の件数を 含まない)	・助成制度を通じ、不妊治療を受ける夫婦の 経済的負担の軽減が図られた。	・特定不妊治療(体外受精・顕微授精)は医療保 険適用外であり、妊娠を望む夫婦にとっての 経済的負担が大きい。	継続	・特定不妊治療の医療保険適用や助成制度の 拡大など、不妊治療にかかる経済的負担の 軽減を引き続き国へ要望する。 ・引き続きリーフレット配布等による事業の 周知を行うほか、若い世代にも不妊治療への 関心をもち、スマートフォン向けアプリを 活用した情報発信等を行う。	県	健康推進課	子育て包括 支援S
55	Ⅲ	4	③	◇生活福祉資金の貸付	低所得者に属する者等の経済的負担に対応 し、経済的自立及び生活意欲の助長の促進を 図るため、就学や技能を習得するのに必要な 経費等に対し、生活福祉資金の貸し付けを行 います。	申込者のうち、適格者に対しては適切に貸し 付けられた。	制度の周知と活用を促進するため、島根県 英会等において制度説明を行った。	申込者のうち、適格者に対しては適正かつ迅速に 貸付を行う。今後も制度周知の徹底及び広報 活動を行う。	継続	申込者のうち、適格者に対しては適正かつ迅速に 貸付を行う。今後も制度周知の徹底及び広報 活動を行う。	民間	地域福祉課	地域福祉G
56	Ⅲ	4	③	◇奨学のための給付金 の給付	特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対 して、教育費に充てるための給付金を支給す ることにより、高校生等の就学を支援します。 ○高等学校等就学支援事業	非課税世帯を対象に授業料以外の教育費(教科 書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を 支援。(給付型であり返済は不要)	申請者のうち、適格者に対しては適切に給付す ることができた。	所得基準の緩和による対象者の拡大や給付額 の拡充が望まれる。(国には継続的に要望)	継続	事業の周知に努め、申請者へ迅速に給付を行う。	県	学校企画課	管理・支援G
57	Ⅲ	4	③	◇島根県高等学校等奨 学金の貸付	保護者の経済的負担に対応し、教育の機会均 等を図るため、高等学校等奨学金の貸し付け を行います。 ○島根県高等学校等奨学事業	学習意欲が旺盛でありながら経済的理由によ り進学が困難な島根県出身の生徒に対して、定 額を貸与。	申請者のうち、適格者に対しては適切に貸し 付けられた。	返済の滞り等が増加傾向	継続	制度のPRを図り、申込者のニーズに応えら れるようにしていく。	公益財 団法人 島根県 育英会	学校企画課	管理・支援G

# しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等				(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み	(5) 実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	果担当課	グループ名 (係名)	
58	Ⅲ	4	③	◇生活支援資金(教育支援、育児・介護休業者支援)の制度融資	県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金(教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者支援資金)を金融機関に預託します。	直近の平成30年度実績は、貸付件数325件、うち新規貸付件数59件。貸付残高は413,255千円。貸付件数は少子化等により減少傾向にあるが、景気等の影響による増減が予想される。	他機関よりも低利で借りられる必要のある制度である。教育ローンが主であるため、少子化等での減少傾向は続いている。	平成29年度から貸付残高に合わせた金額での分割預託にしている。実績として年度途中で増額することはなかった。	継続	民間	雇用政策課	労働福祉G
59	Ⅲ	5	①	◇人権教育の推進	子どもたち一人ひとりが将来をたくましく切り拓いていける力を育むとともに、様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成をめざし、「進路保障」を柱とする人権教育を推進します。	平成27年発行の『人権教育指導資料第2集』に基づき、「進路保障」を柱とした人権教育の推進を図るため、人権・同和教育研究指定校・園の取組を研修会で報告したり、ホームページに掲載したりするなど、具体的実践例の周知に努め、一人一人の児童生徒の「今の学びの保障」と「これから生きる力の育成」が図られる学校づくりを支援している。	『人権教育指導資料第2集』を全教職員に個人配布し、校内研修等での活用を促すことで、「進路保障」への理解が深まることともに、児童生徒が自他の人権を守らざるを得ない意識の向上を目指したりするなど、具体的な実践例の周知に努め、一人一人の児童生徒の「今の学びの保障」と「これから生きる力の育成」が図られる学校づくりを支援している。	「人権に関する知的理解」に重きを置いた人権学習が展開されている学校も見られ、「人権感覚」の育成とのバランスを取った人権学習の推進が課題である。また、「私大大切にされている」と実感できる学校づくりを進めるうえでも、全ての教育活動で実践できる具体的な取組の普及を図る必要がある。	継続	県	人権同和教育課	指導G
60	Ⅲ	5	①	◇人権啓発事業	○人権啓発ポスター募集事業 ○しまね人権フェスティバル開催事業 ○人権に関する図書・DVDパネル貸出事業	「人権啓発ポスター募集事業」優秀な作品を表彰し広く県民に紹介し人権意識の向上に役立てるために、県内中学校、高等学校、特別支援学校に在学中の児童生徒を対象に人権啓発ポスターを募集する。また、子どもから大人まで楽しみながら人権問題について学ぶイベントの開催や、学校・地域等へ啓発資料を貸し出すなどの人権啓発事業を実施します。	ポスター募集については、毎年1,000点を超える作品が寄せられ、様々な場面で優秀な作品を広く紹介することで県民への啓発につながっている。人権啓発フェスティバルについては、島根県、その年の開催会場となった自治体、人権啓発活動ネットワーク協議会等が連携し、事業として定着している。人権に関する図書等貸出事業については、定着している。	人権啓発フェスティバルへの若い世代の参加増の	継続	県	人権同和対策課	人権啓発推進センター啓発S
61	Ⅲ	5	①	◇人権研修事業	○県・市町村行政関係者研修事業 ○啓発指導講師派遣事業	31年度は県・市町村行政関係者を対象とした研修を県内9会場で開催し、約1,300人の受講者があった。県内の地域・企業等で開催される人権研修への啓発指導講師の派遣は138箇所、約6,500人の受講者があった。	行政関係者研修毎年実施し、事業として定着している。研修後の振り返り用紙にも人権意識を高めることに役立ったという感想が多く寄せられている。指導講師派遣事業派遣箇所は毎年130箇所を超え、6,500人以上が受講している。	多様な人権問題に対応するために研修の内容、研修の手法(テレビ会議システムの利用)の検討	継続	県	人権同和対策課	人権啓発推進センター啓発S
62	Ⅲ	5	①	◇教職員研修の実施	○関係職員及び各種相談員等に対する研修の実施を通じて人権意識の層の向上に努めるとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重に向けて主体的に取り組んでいきます。	教職員の育成指標に基づき、キャリアステージに応じた人権教育に関する教職員研修を計画して行っている。また、学校のニーズに対応した教職員研修に向け、出前講座の種類や内容を工夫して実施している。	教職員の「進路保障」を柱とした人権教育に対する理解は深まっている。また、児童生徒の「進路保障」を進めるうえで、教職員自身の人権意識を高めることや学校が組織として協働していく必要性についても広まってきている。	「進路保障」を柱とした人権教育への理解は深まっているが、各校・園での実践に十分につなげていない面がある。また、児童生徒の「進路保障」を進めるうえで、教職員の人権感覚を一層高めていくことも必要である。	継続	県	人権同和教育課	指導G
63	Ⅲ	5	①	◇人権啓発の推進	○人権問題解消に向けた啓発の推進	幼稚園、保育所、学校、地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われるよう、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取り組みを推進します。	施設監査実施時や市町村職員説明会等の場を通じて、人権に関する啓発の推進に努めた。	引き続き、事業実施に努める。	継続	県市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援G
64	Ⅲ	5	①	◇職員等への研修等の実施	○関係職員及び各種相談員等に対する研修の実施を通じて人権意識の層の向上に努めるとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重に向けて主体的に取り組んでいきます。	施設監査実施時や市町村職員説明会等の場を通じて、人権に関する啓発の推進に努めた。	研修等の実施を通じて人権意識の層の向上を図ることができた。	引き続き、事業実施に努める。	継続	県	子ども・子育て支援課	子育て支援G
65	Ⅲ	5	②	◇乳児家庭に対する支援の充実	○市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業への経費助成を行った。	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業への経費助成を行った。	県内15市町村に対して経費助成を行った。	引き続き、事業普及・定着に努める。	継続	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援G

# しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み		(5) 実施主体等			
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)		現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	果担当課	グループ名 (係名)	
66	Ⅲ	5	②	○市町村児童相談体制の強化支援	各市町村の要保護児童対策地域協議会(事務局)への専門職員の配置を促進し機能強化を図るため、専門研修を実施したり、市町村間の連絡調整や情報提供などを行います。 また、養育支援が必要な子どもや家庭を地域全体で支える取り組みを進めるため、住民の身近な支援者である主任児童委員を対象とした研修を実施します。 ○市町村相談体制支援事業 ○児童委員活動	平成29年から要保護児童対策地域協議会への専門職(調整担当者)の配置と研修が義務化され、継続して義務研修を実施している。市町村の児童相談体制、職員の専門性が更に求められてきた。養育支援の必要子どもや家庭の整備を今後も積極的に進めていくことが必要である。 また市町村における主任児童委員の役割は大きく、研修事業を県協に委託し実施している。	平成29年から、要保護児童対策地域協議会における調整担当者の義務研修を実施している。地域によって、参加に偏りがあるため、参加しにくい市町村へ事前調査をするなど、より参加しやすい方法を検討している。義務研修の修了証の発行数は増加している。 主任児童委員を対象とした研修は、県協に委託し実施しているが、平成30年から松江市が中核市となり、松江市と委託費を分担している。	子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置など、市町村による児童相談体制についてさらなる強化が求められる。市町村相談体制の強化に向けて、各市町村のニーズを把握したうえで、県・児童相談所からの支援についても具体的に検討していく必要がある。	継続	県が主催する市町村調整担当者の義務研修について、義務対象者だけでなく、市町村職員等専門研修者として、広く専門性向上のため、児童相談に係る機関へ参加も促していく。 また、同研修は児童福祉司任用前講習会としても位置付けており、今後も継続して開催し、児童相談所・市町村の専門性向上と相談体制の整備を行っていく。 主任児童委員の専門性向上のために継続して研修を実施する。	県市町村	青少年家庭課	児童・家庭相談支援S
67	Ⅲ	5	②	○児童相談所の専門性の向上	子どもと家庭の相談に適切に対応するため、児童相談所の職員体制を強化し、職員の資質の向上に取り組めます。 子どもの社会性や自立性を伸ばすため、地域資源を活用した社会体験活動や家庭生活体験事業を実施します。 また、保護が必要な児童に対して、必要な支援を実施できるよう一時保護所の運営等の支援事業を行います。 ○子どもと家庭特定支援事業	児童虐待件数は依然として増加しており、又一時保護所を確保する児童の在日数が増加している。 一時保護児童の学習権を保障するため、学習支援員を中心とした学習の機会を保障している。 また、児童の健康管理や心身のケアを充実させた。保護が必要な児童に対して、必要な支援を実施できるよう一時保護所の運営等の支援事業を行います。	各児童相談所に配置されている保健師により、乳幼児期からの、虐待予防的な支援が届いていない(拒否している)家庭がある。 また、児童の安全確保のため、緊急対応として家庭から離す一時保護が求められるケースが増加し、一時保護が長期化している。 入院が必要な児童については病院への一時保護要請が行われるが、その際病院への付き添いを見守る職員が対応している。 一時保護中、児童の安全確保や距離的な問題から、在籍している学校への通学が困難。	乳幼児期からの、虐待予防的な支援が届いていない(拒否している)家庭がある。 また、児童の安全確保のため、緊急対応として家庭から離す一時保護が求められるケースが増加し、一時保護が長期化している。 入院が必要な児童については病院への一時保護要請が行われるが、その際病院への付き添いを見守る職員が対応している。 一時保護中、児童の安全確保や距離的な問題から、在籍している学校への通学が困難。	継続	児童相談所では、即時的な児童虐待への対応が求められるため、必要に応じていつでも一時的保護できる状況、体制を引き続き確保していく。 乳幼児の病院への一時保護委託に際し、求められる付き添い職員について、必要な人材、費用の確保を検討をする。 一時保護児童の学習権を保障するため、学習支援員を中心とした学習の機会の確保だけでなく、学校との連携を図る。また、一時保護所におけるプライバシー配慮、自己評価など権利擁護に努めていく。	県	青少年家庭課	児童・家庭相談支援S
68	Ⅲ	5	②	○障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実	障がい児やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談やサービス調整(障害児支援利用計画)、情報提供等を行うとともに、地域自立支援協議会において、支援体制の構築、資源の開発を進めていきます。 ○相談支援事業	市町村において、各種相談、サービス調整や情報提供等実施した。 また、県においては、支援体制構築のため、相談支援従事者養成研修を実施した。	市町村における支援体制の整備が進んだ。	相談内容が多様化・複雑化している。	継続	引き続き、障がい児やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談やサービス調整、情報提供等を行うとともに、地域自立支援協議会において、支援体制の構築、資源の開発を進める。	市町村	障がい福祉課	自立支援給付G
69	Ⅲ	5	②	○心の問題を抱える子どもや家庭に対する相談支援体制の充実	心の問題を抱える子どもが早い段階で身近な地域において専門的な診療や必要な養育支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して相談支援体制の充実を図ります。 ○子どもの心の診療ネットワーク事業	拠点病院(県立こころの医療センター)を中核とし、各圏域において子どもの心の支援体制の構築を図るため、全県及び圏域でのネットワーク会議を開催や関係者向けの研修会の開催、中央研修への医師の派遣等を行った。	ネットワーク事業を通じて、拠点病院と各圏域の機関連携を研修、相談派遣、事例検討などを通じて深めている。また、平成30年度より、新規事業として協力病院において、かかりつけ医等連携が対応力向上に研修を開催し、医師等の専門性向上に寄与した。	発達障がいに関する相談の増加もあり、初診待機の課題がある。	継続	引き続き、ネットワーク事業における関係各機関との連携を強化する。発達障がいに関する相談対応については、かかりつけ医等連携障がい対応力向上研修の継続実施し、医師の専門性を高め、各圏域において診断対応力を向上する。	県	障がい福祉課	療育支援G
70	Ⅲ	5	②	○障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実	障がい児やその家族の地域における生活を支援するため、障がい児(者)施設が有する専門性を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる機能の充実を図ります。 ○障がい児等療育支援事業	11施設、事業所において、訪問療育や外来療育等を実施した。	訪問療育事業 延べ733件 外来療育事業 延べ3,803件 施設指導 延べ2,164件 ※数値はH27～30年度の委託先施設実績の合計	引き続き、身近な地域で療育指導が受けられるよう、社会福祉法人等に委託して療育支援事業を実施する。	継続	引き続き、身近な地域で療育指導が受けられるよう、社会福祉法人等に委託して療育支援事業を実施する。	県	障がい福祉課	療育支援G
71	Ⅲ	5	②	○特別支援学校センター機能の充実	特別支援学校において、特別な支援を要する地域の幼児・児童生徒とその保護者及び幼児小中高等学校等からの相談に応じ、地域における相談支援の充実を図ります。 ○特別支援学校センター機能充実事業	県内12校の特別支援学校が、指導内容・指導方法、教育課程、就学・進路等についての相談に応じた。 県内12校の特別支援学校が、特別支援教育に関する専門的な研修会を開催した。	県内12校の特別支援学校が、年間3008件の相談に応じた。 各特別支援学校が開催する特別支援教育に関する専門的な研修会に、地域内の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等から参加者があった。	・相談や訪問は増加傾向が続いており、相談ニーズへの対応が引き続き必要である。 ・幼児や高等学校からの相談も増加しており、相談内容が多様化・複雑化している。	継続	・本事業の継続実施による、相談・情報提供や研修協力等のセンター的機能の充実を引き続き図る。 ・増加する相談ニーズに対応するため、特別支援教員支援専任教員等との連携を図る。 ・幼児小中高の教職員等の特別支援教育の理解や指導や支援の向上を図るために、各特別支援学校で開催する研修会等へ積極的に案内を行う。	県	特別支援教育課	指導S
72	Ⅲ	5	②	○ひとり親家庭等への相談支援体制の充実	ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多々、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせる総合的な相談・支援を行うことが必要である。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋がられるよう、適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実にも努めます。併せて、関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業	ひとり親家庭のハンドブックを作成し、市町村等関係機関へ配布した。 母子・父子自立支援員及び市町村担当職員に対し、研修を行っている。 母子・父子福祉センター事業については、島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。	H30母子・父子自立支援員相談指導結果 4,875件	相談機関と就労、教育等関係機関との情報共有の徹底。	継続	個々のひとり親家庭のニーズに応じた支援ができるよう、総合的な相談体制の充実について市町村担当研修等で協力依頼をしていく。	県市町村	青少年家庭課	ひとり親支援G

# しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み	(5) 実施主体等			
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	県担当課	グループ名 (係名)	
73	Ⅲ	5	③	◇養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費を助成します。	市町村が実施する養育支援訪問事業への経費助成を行った。	県内12市町村に対して経費助成を行った。	継続	引き続き、事業普及・定着に努める。	市町村	子ども子育て支援課	子育て支援G
74	Ⅲ	5	③	◇母子生活支援施設・児童相談所との連携	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困難な母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいたった取り組みを行います。	県内市町村のひとり親福祉担当職員に対し、母子生活支援施設について研修会を開催した。	市町村の母子父子自立支援員をはじめとするひとり親福祉担当職員は、関係機関と連携を図り、ひとり親世帯の自立へとつなげた。	相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解をさらに深めていく必要がある。	県内市町村のひとり親担当職員に対し研修会を開催するとともに、機会を捉えて関係機関との連携の必要性の働きかけを行う。	県市町村	青少年家庭課	ひとり親支援G
75	Ⅲ	5	③	◇発生予防・早期発見・早期対応のための機能強化	児童虐待対応において優先すべきは子どもの安全確認・安全確保であり、日頃から市町村、保健所・学校、警察、医療機関など関係機関と積極的に情報共有します。 また、法律・医療の専門家の助言を得たり、虐待対応機能強化のための研修を実施するなど、児童相談所のスキル向上に努め、地域ぐるみで子どもを見守る体制を強化します。	児童相談所における児童虐待対応の強化は大変重要な課題であり、法的対応、医学的対応など困難ケースには、専門家の助言を受けている。	児童の権利擁護が求められており、施設等への入所児童、一時保護児童へ権利ノートを配布し、児童が直接意見表明できる体制を確保している。また、児童相談所が支援する児童について、継続して取り組んでいく必要がある。関係機関の連携を維持していく必要がある。	児童虐待対応が、複雑・困難化している状況にあり、発生予防から、早期発見、早期対応のために、相談体制の強化や対応職員のスキル向上について、継続して取り組んでいく必要がある。関係機関の連携を維持していく必要がある。	今後も法的、医学的な専門的な立場からの助言等は不可欠である。 児童相談所職員の研修も継続して実施していく。児童の権利擁護への取り組みを充実させていく。関係機関との連携を維持する。	県市町民間	青少年家庭課	児童・家庭相談支援S
76	Ⅲ	5	③	◇子どもを虐待から守る意識の啓発	県民に対して、児童虐待防止の重要性や地域での取組の必要性を広く周知するため、フォーラムの開催や街頭キャンペーンを実施します。また、子どもが気軽に相談できる子ども専用電話相談事業に対する支援を行います。	・11月の児童虐待防止推進月間を中心に、街頭啓発活動、図書館等へのパネル展示などを実施した。 ・新聞、ラジオ、広報誌等のメディアを利用した広報啓発活動を行った。 ・県内2つの子ども専用電話相談開設事業者に補助金を交付した	・通告の認知が広がり、H30の虐待待件数 は、前年比1.5倍に増えている	・依然として虐待相談は増加傾向にある ・子ども専用電話相談開設事業者の一つは相談員を確保できず、H31は1事業者のみとなった	・普及啓発活動を継続し、虐待の早期発見、早期支援につなげていく ・子ども専用電話相談設置事業者への助成を継続し、子ども自身からの訴え、悩みを話せる場を確保する	県	青少年家庭課	児童・家庭相談支援S
77	Ⅲ	5	④	◇里親委託等の推進	新規の里親登録者の開拓と里親委託を促進し、登録里親の支援を行うため、里親会に里親支援機能事業を委託し、協働して、里親支援のための里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会、施設訪問などの事業を実施します。	・特に支援を必要とする子どもの委託をお願いする専門里親を増やすため、研修受講費用の助成を行っている ・10月の里親月間を中心に、街頭啓発や広報誌等を利用した普及啓発活動を行っている ・今年度から県内児童福祉施設2カ所に、里親専門支援相談員が配置され、今後の里親支援の拡充が期待できる	H30にファミリーホームが1カ所増え、県内には計2カ所となった。里親委託率は微増している。養育経験のある里親による出前講座等を行い、里親制度の普及啓発に努め、里親の認定にかかわる研修受講者は倍増している。 今年度から県内児童福祉施設2カ所に、里親専門支援相談員が配置され、今後の里親支援の拡充が期待できる。	・里親委託をすすめる際に、子どもをとられるという実親の感情が障害となることが多い ・一般的に養育経験のイメージが強く、その責任の重さから里親登録が増えない ・身近な県民の相談窓口である市町村職員の制度理解が不十分 ・児童相談所以外の里親支援者が少ない ・施設入所児童と里親がふれあう機会が少ない	・県民向け、市町村職員向け普及啓発活動を継続し、制度の正しい理解を広げていく ・里親専門支援相談員等と里親の接点を増やし、今後の里親支援の拡充や里親と施設入所児童との関わりを増やす	県	青少年家庭課	児童・家庭相談支援S
78	Ⅲ	5	④	◇小規模グループケアの設置・運営への支援	児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化を図ります。 設置する社会福祉法人等に対して、措置費の支弁や施設整備の支援とともに専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、そして子どもの権利擁護の推進など、家庭的養護推進のための支援を行います。	小規模化グループケア設置状況 H27年度 1カ所(児童養護施設) H29年度 1カ所(児童養護施設) H31年度 2カ所(乳児院、児童心理治療施設)	施設入所児童に対する自立支援の取り組みは、年々児童の抱える課題が複雑化していることから、島根県社会的養護推進計画において施設でのより家庭的な養育環境を実現するためのケア単位の小規模化を着実に進めている。しかし、小規模化・地域分散化には新たな人員配置と施設改修が必要となるため、人材確保(育成)と財政支援が不可欠となっている。	現在は、H26年度に策定した島根県社会的養護推進計画に基づき進めているが、H28年度の児童福祉法改正を受けた「新たな社会的養育ビジョン」が示され、島根県でも計画の見直し作業を行っている。 この計画ではケア単位の小規模化・地域分散化だけでなく、施設の高機能化・高機能化(在宅支援、里親支援など)、地域の社会的養育の拠点性が求められており、これも含めた人材確保(育成)、財政支援を検討していく。	まずは、今後の社会的養護に必要な児童数を推計し、これを①家庭における養育、②家庭と同様の養育(里親・ファミリーホーム、養育線組)、③でできる限り良好な家庭的養育環境(施設)の順で、子どもたちの支援を構築していく。	県	青少年家庭課	児童福祉G

# しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み	(5) 実施主体等			
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	果担当課	グループ名 (係名)	
79	Ⅲ	5	④	◇地域小規模児童養護施設の設置・運営への支援	地域小規模養護施設の設置拡大により、施設機能の地域分散化を進め、地域支援へと拡大、施設の役割を大きく発展させます。設置する社会福祉法人等に対して、措置費の支弁や施設整備の支援を行うとともに、専門的なケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、そして子どもの権利擁護を推進します。 ○施設入所児童支援事業	地域小規模養護施設設置状況 H30年度 1カ所(児童養護施設) 計画進捗率 40%(2カ所/5カ所)	施設入所児童に対する自立支援の取り組みは、年々児童の抱える課題が複雑化していることから、島根県社会的養護推進計画において施設でのより家庭的な養育環境を実現するためのケア単位の小規模化を着実に進めている。しかし、小規模化・地域分散化には新たな人員配置と施設改修が必要となるため、人材確保(育成)と財政支援が不可欠となっている。	現在は、H26年度に策定した島根県社会的養護推進計画に基づき進めているが、H28年度の児童福祉法改正を受けた「新たな社会的養育ビジョン」が示され、島根県でも計画の見直し作業を行っている。 この計画ではケア単位の小規模化・地域分散化だけでなく、施設の高機能化・高機能化(在宅支援、里親支援など、地域の社会的養育の拠点)が求められており、これも含めた人材確保(育成)、財政支援を検討していく。	継続	県	青少年家庭課	児童福祉G
80	Ⅲ	5	④	◇母子生活支援施設・児童相談所との連携(再掲)	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施策の活用	・県内市町村のひとり親福祉担当職員に対し、母子生活支援施設について研修会を開催した。 ・市町村の母子父子自立支援員をはじめとするひとり親福祉担当職員は、関係機関と連携をとり、ひとり親世帯の自立へとつなげた。	相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解をさらに深めていく必要がある。	継続	県 市町村	青少年家庭課	ひとり親支援G	
81	Ⅲ	6	①	◇障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進	県民が、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活で必要とした配慮を實踐しているための取り組みを実施し、障がい児をはじめ誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)づくりを進めていきます。 ○「あいサポート運動」事業	「あいサポーター研修」や「あいサポーター研修の講師を養成する」「あいサポートメッセージ研修」を実施。 障がいのある方への手助けを積極的に実践する証としての「あいサポート・バッジ」着用の推奨。	あいサポーター H30年度末 44,888人 あいサポートメッセージ H30年度末1,264人 あいサポーター研修のための島根県版研修映像を作成し、研修の充実を図った。	障がい特性を理解した県民の増加	継続	県	障がい福祉課	計画推進G
82	Ⅲ	6	①	◇障がい児在宅サービスの充実	障がい児やその家族が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所(ショートステイ)、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域に必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 ○障害児通所支援事業 ○障害福祉サービス事業 ○地域生活支援事業	市町村が支弁する障がい者自立支援給付費や障がい児通所給付費等に対し、負担金を交付した。	負担金の交付を通じて在宅障がい児の地域生活を支援が受けられる体制の充実を図った。	継続	市町村	障がい福祉課	療育支援G	
83	Ⅲ	6	①	◇障がい児への経済的支援	在宅の重度の障がいのある児童を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当や重度の障がい児に対する障害児福祉手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。 ○特別児童扶養手当支給事業 ○障害児福祉手当支給事業	在宅の重度障害児を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当を支給した。 【特別児童扶養手当支給対象児童数】 1,807人	対象となる児童を監護する保護者が手当を受給できるよう、市町村と協力して周知を図った。	継続	県 市町村	障がい福祉課	療育支援G	
84	Ⅲ	6	①	◇発達障がい児支援体制の整備	地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、発達障がいの早期発見・早期療育による貴した支援を行うとともに、発達障がい者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 ○発達障がい者支援体制整備事業	発達障がいの専門相談対応、研修開催や本人・家族支援など多岐にわたる支援を実施した。ペレントトレーニングやペアレント・メンター事業等の家族支援も継続実施した。市町村や保健所等関係機関との連携を深め、支援連携を深めた。	増加傾向にある相談への援助や、外部研修等の要請に対する職員派遣等の支援件数が増加するなど、支援体制の充実が進んだ。	相談件数や専門研修派遣依頼の増加もあり、発達障害者支援センターの体制強化が必要。また、発達障がいにかかる一部の医療機関において初診待機が長期化している。	継続	県	障がい福祉課	療育支援G
85	Ⅲ	6	①	◇高次脳機能障がい児支援体制の整備	障がい保健福祉圏域ごとに支援拠点を設置し、頭部外傷や脳血管障害などの原因により、言語や記憶などの機能に障がいが起こり、日常生活、社会生活への適応が困難となる高次脳機能障がい児やその家族に対し支援を行います。 ○高次脳機能障がい者支援事業	県支援拠点と県内7カ所の圏域支援拠点において、専門的な相談支援や関係機関との連携体制構築のための圏域ネットワーク会議や研修会を開催した。	相談件数 延べ17,124件 新規相談件数 319件 ※件数はH27～30年度の7拠点実績の合計 小児の高次脳機能障がいをテーマにした研修会の開催(年1～2回)	対象児の掘り起こし	継続	県	障がい福祉課	療育支援G

# しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等 (基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み	(5) 実施主体等		
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	果担当課	グループ名 (係名)
66	Ⅲ	6	①	◇極めて重度の障がい児への支援	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童やその家族の地域生活を支援するため、短期入所(ショートステイ)や日中一時支援等のサービスが提供できる体制を整備するとともに、専門的療育やハビリが受けられない地域に専門職員を派遣するなど、身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 ○重症心身障がい児(者)在宅サービス提供体制整備事業 ○重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業	・重症心身障がい児(者)が利用できる通所支援施設がない地域に出向きサービスを提供した2事業所に対して、巡回等に係る経費を補助した。 ・重症心身障がい児(者)に対して、ショートステイやデイサービス等を提供した障がい福祉サービス事業所に対し、受入れの際に要した看護師等加配人件費を補助した。	・重症心身障がい児(者)が利用できる通所支援施設がない地域に巡回し、サービスを提供した。 ・重症心身障がい児(者)に対して、ショートステイやデイサービス等を提供した障がい福祉サービス事業所に対し、看護師等加配人件費を補助し、サービスを提供できる体制の充実が図られた。		県	障がい福祉課	療育支援G
67	Ⅲ	6	①	◇放課後健全育成	放課後及び長期休暇期間に、空き教室等を利用して特別支援学校に通学する在宅の児童・生徒を預かり、保護・養育を行います。 ○ハッピーアフタースクール事業	7カ所の特別支援学校保護者会に対して、ハッピーアフタースクール事業補助金を交付した。また、事業の適性かつ円滑な運営を進めていくため、実地調査を実施した。	○利用児童数 小学部 延べ1,164人 中学部 延べ844人 高学部 延べ496人 ※入人数はH27～30年度の全補助団体実績の合計	補助団体が減少傾向にある(放課後等デイサービス等の様々なサービスが受けられるようになってきたことなどの理由で利用者が減少している)	県 市町村	障がい福祉課	療育支援G
68	Ⅲ	6	①	◇放課後児童クラブの障がい児受入れ推進	放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する指導員を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行います。 また、国補助対象とならない小規模な放課後児童クラブが障がい児を受入れた場合に係る経費を補助することで、小規模なクラブでの障がい児の受入れの推進を図ります。 ○放課後児童健全育成事業 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	子ども・子育て支援交付金として、放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対して、必要な経費を国と協議した補助を行った。	障がい児の受入を行っている市町村(放課後児童クラブ)の運営支援により、受入れ促進を図ることができた。 障がい児を受け入れるに当たっての個人情報の取扱いと障がいの状況把握のための資質向上		市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援G
69	Ⅲ	6	①	◇特別支援教育体制の総合的な推進	保育所、幼稚園から高等学校までの障がいのある幼児児童生徒に対し、個別的教育支援計画に基づき乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援を行います。 ○特別支援教育体制整備推進事業	・各学校への特別支援教育の体制整備の推進。 ・各市町村教育委員会において特別支援協議会の設置及び相談支援チームの設置と活用。	・全ての学校において、特別支援教育の校内体制整備は整いつつある。 ・各教育事務所を設置された広域特別支援連携協議会による働きかけにより、各市町村教育委員会において特別支援協議会の設置及び相談支援チームが設置され、活用されてきている。	・就学前から就学期、中学校から高等学校、また高等学校から就労期への支援の引継ぎや関係機関との連携は不十分な状況である。 ・隠蔽教育事務所管内の特別支援体制整備は途上である。	県	特別支援教育課	指導S
90	Ⅲ	6	①	◇特別支援学校の進路開拓	特別支援学校高等部の就労を希望する生徒が就労できるよう、就業に向けた知識技能の向上を図るため、企業等での現場実習を行います。また、生徒の就労についての理解及び就労の場を確保するため、職場開拓や進路開拓推進協議会を開催します。 ○特別支援学校職業教育・就業支援事業	・外部人材を活用し、作業学習等の助言を受けた。また、生徒や保護者向けの研修会を実施した。 ・進路推進協議会、進路指導地域懇談会を開催した。 ・関係機関との連携の元、実習先や就労先の開拓を行った。	・希望するほぼ全ての卒業生について、一般就労することができた。 ・協議会や懇談会において、関係機関等からの多くの参加があり、積極的な情報交換を行うことができた。連携強化につながった。	・生徒の障がいの重度・重複化、多様化等により、生徒のニーズに応じた職場開拓や丁寧なマッチングが必要であり、予算、人員不足の課題がある。	県	特別支援教育課	指導S
91	Ⅲ	6	①	◇障がい児等保育対策	障がい児等の受入に積極的に取り組む保育所等に保育士の配置や受入れ体制整備にかかる経費を補助することで、障がい児等の保育の促進を図ります。 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	18市町村にて事業を実施	障がい児の受入に積極的に取り組む市町村を助成	障がい児を取り巻く制度や環境の整備に併せて助成内容の見直しを図る必要がある	市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援G
92	Ⅲ	6	①	◇障がい児の預かり事業	専門的知識をもって子どもの預かりなどの援助を行える者の養成・登録、相互援助活動の調整等を行う場合にかかる経費を補助することで、障がい児の預かり事業の充実を図ります。 ○しまねっ子すくすく子育て支援事業	H28年度にて廃止			市町村	子ども・子育て支援課	子育て支援G
93	Ⅲ	6	②	◇子育て・生活支援の充実	子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進していきます。	母子家庭等日常生活支援事業について、島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。	H30派遣件数 0件	事業に対する認知度が低い傾向にあり、利用件数が減少している。	県 市町村	青少年家庭課	ひとり親支援G

しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等  
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み	(5) 実施主体等			
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	果担当課	グループ名 (係名)	
94	Ⅲ	6	②	◇就業支援	各種職業訓練や就業支援給付金についての周知、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携による巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用等、ひとり親家庭等の状況に応じたきめ細やかな就業支援により、経済的自立が図られるよう支援します。 ○母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○公共職業訓練の実施 ○就業支援講習会 ○母子・父子自立支援員による就業相談 ○準備講習会付き職業訓練 ○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携により、ひとり親家庭の就業支援を行っている。	H30 母子・父子自立支援プログラム策定案件数 4件(うち就職者数 3件) H30 就業相談件数 33件 無料職業紹介 60件	各種就業支援事業に対して、認知度が低い傾向にある。	継続	引き続き、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携により、ひとり親家庭の就業支援を図る。 また、市町村とも協力して周知を図っていく。	県市町村	青少年家庭課 ひとり親支援G
95	Ⅲ	6	②	◇就業機会の拡充	雇用の場の創出や様々な主体による就業支援など、社会的な取り組みへの機運を醸成します。 ○ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ ○公共施設における雇用の促進	島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。	H30 訪問団体数 28件 行政訪問 28件	各種就業支援事業に対して、認知度が低い傾向にある。	継続	引き続き、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携により、ひとり親家庭の就業支援を図る。 また、市町村とも協力して周知を図っていく。	県市町村	青少年家庭課 ひとり親支援G
96	Ⅲ	6	②	◇養育費確保・面会交流の支援	子どもの自尊感情や心の安定をはぐむための養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促すなど、養育費と面会交流の確保に向けた支援を行います。 ○養育費確保・面会交流に向けた啓発の推進 ○法律相談事業の実施 ○ひとり親家庭等生活向上事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談) ○関係機関との連携及び活用	島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。 また母子・父子自立支援員等に対しては、全国研修会を紹介し、資質の向上を図っている。	H30 養育費相談件数 11件 法律相談件数 2件	各種事業の認知度が低い傾向にある。	継続	引き続き、島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し実施していく。 また、市町村とも協力して周知を図っていく。	県市町村	青少年家庭課 ひとり親支援G
97	Ⅲ	6	②	◇経済的支援の充実	ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給を行います。 また、母子寡婦福祉資金貸付の対象が新たに父子家庭へ拡大されることから、対象者への周知徹底を図ります。 資金貸付を希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦福祉資金を活用するとともに、貸付後の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 ○福祉医療費助成の実施 ○各種減免制度・奨学金制度の実施 ○児童扶養手当の給付 ○障害者保護者負担金の減免 ○生活福祉資金の貸付	母子父子寡婦福祉資金の予約貸付を8月から開始している。	H30母子父子寡婦福祉資金の貸付実績 643件	・貸付事務の市町村への未移譲が3市あり、ひとり親に対する貸付事務を通じたきめ細やかで総合的な支援が進まない。	継続	・貸付以外でも「ひとり親家庭ハンドブック」「児童扶養手当のしおり」やを利用し、制度や事業の広報を引き続き強化する。 ・貸付事務の移譲について未移譲市町へ引き続き働きかけを行う。	県市町村	青少年家庭課 ひとり親支援G

しまねっ子すくすくプラン(平成27年度～令和元年度計画)計画期間中における事業実施状況等  
(基本理念Ⅲ:すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備)

(1) 「しまねっ子すくすくプラン」における施策概要				(2) 計画期間中の実施状況等			(3) 次年度以降の事業実施見込 (継続/見直し/廃止)	(4) 次期計画における取り組み	(5) 実施主体等				
基本理念	基本施策	施策	事業名	概要 (○:主な事業)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)		現状における課題・問題点等	今後の取り組みの方向性、実施計画	実施主体	県担当課	グループ名 (係名)	
98	Ⅲ	6	②	◇ひとり親家庭等への相談支援体制の充実(再掲)	ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせる総合的な相談・支援を行うことが必要である。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋がられるよう、適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。  ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業	ひとり親家庭のハンドブックを作成し、市町村等関係機関へ配布した。 母子・父子自立支援員及び市町村担当職員に対し、研修を行っている。 母子・父子福祉センター事業については、島根県母子寡婦福祉連合会へ委託し、実施している。	H30母子・父子自立支援員相談指導結果 4,875件	相談機関と就労、教育等関係機関との情報共有の徹底。	継続	個々のひとり親家庭のニーズに応じた支援ができるよう、総合的な相談体制の充実について市町村担当研修等で協力依頼をしていく。	県市町村	青少年家庭課	ひとり親支援G
99	Ⅲ	6	②	◇母子生活支援施設・児童相談所との連携(再掲)	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。  ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施設の活用	・県内市町村のひとり親福祉担当職員に対し、母子生活支援施設について研修会を開催した。 ・市町村の母子父子自立支援員をはじめとするひとり親福祉担当職員は、関係機関と連携を図り、ひとり親世帯の自立へとつなげた。		相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解をさらに深めていく必要がある。	継続	・県内市町村のひとり親担当職員に対し研修会を開催するとともに、機会を捉えて関係機関との連携の必要性の働きかけを行う。	県市町村	青少年家庭課	ひとり親支援G